

伊勢原市告示第20号

小規模受水槽水道の管理についての検査を行う者を次のように定める。

平成25年 3月 6日

伊勢原市長 高山 松太郎



小規模受水槽水道の管理についての検査を行う者の指定

伊勢原市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成24年伊勢原市条例第24号）第14条第2項に定める市長の指定する者は、水道法（昭和32年法律第122号）第34条の2第2項に定める厚生労働大臣の登録を受け、検査を行う区域に伊勢原市を含む者とする。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。